

大阪市立住まい情報センター パンフレットラック使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立住まい情報センター（以下「センター」という。）の施設内に設置したパンフレットラックに、広告宣伝を目的とするパンフレット、カタログ等の印刷物等（以下、「広告パンフレット」という。）を掲出することに関し、必要な事項を定める。

(使用施設及び広告サイズ)

第2条 使用に供する施設は、センターの指定するパンフレットラック 12 枠の区画とし、広告サイズは1区画（縦約 30 cm×横約 22 cm）A4 版を設置できる大きさとする。なお、パンフレットラック設置場所は住情報プラザ内とするが、管理上等その他の事由により移動する場合がある。

(使用期間)

第3条 パンフレットラックの使用期間は、使用承認日の翌月 1 日より 1 ヶ月単位とする。休館日等によりセンターを閉鎖している期間も使用期間に含む。

(使用料)

第4条 パンフレットラックの使用料金（以下「使用料」という。）は、1 枠 1 ヶ月 2,000 円（税込）とする。なお、特別の事情があると認められる場合については、これを減免することができる。

(使用申込)

第5条 パンフレットラックを使用し広告しようとする者（以下、「申込者」という。）は、広告パンフレットの見本を添えて、別に定める申込書によりセンターに申し込まなければならない。

(使用承認)

第6条 センターは、前条の申込書を受理したときは、審査の上、可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

(使用料の納付)

第7条 申込者は、使用期間に応じた使用料を、センターの指定する方法、指定する期日までに、一括して納付しなければならない。なお、納付された使用料については返還しない。

(使用の制限)

第8条 パンフレットラックに掲出しようとする広告パンフレットにおいては、次の各号の一に該当するときは、使用を承認しない。また使用を取り消す場合もある。

- (1) 広告パンフレットの内容が、公序良俗に反するもの
- (2) 広告パンフレットの内容が、政治、宗教等の活動を目的とするもの
- (3) 大阪市広告掲載要綱第4条の各号に該当するもの
- (4) その他、広告パンフレットの内容が不相当であるとセンターが認めたもの

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第9条 センターより使用承認を受けた申込者は、その権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(細則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年5月1日から施行する。